

布佐東部地区

復興通信



土地の境界確定測量を実施します

震災により不明となつてしまつた、道路や隣地の境界を再確定するための測量を実施します。

境界を再確定する範囲は、六月から七月にかけて行つた現況測量の結果、広範囲にわたつて地盤の変動が認められた都並びに都と同じ街区を形成している区域です。（裏面の図に範囲を記してあります。）

境界は、一月中旬から法務局に保管されている土地情報やこれまでの測量調査の結果を基に、目安となる点を復元し、その後、土地所有者の皆さんの立会いにより、確定していきます。

境界の確定には、皆さまのご理解とご協力が重要となつてきますので、よろしくお願ひします。

《測量説明会開催のお知らせ》

境界再確定測量の全体的な進め方について、測量区域内の土地を所有されている方を対象に説明会を開催します。

○日時 一月二十二日（日）午前十時から
一月二十三日（月）午後二時から

※説明内容は両日とも同じです。どちらかご都合の良い方に出席してください。

○場所 近隣センター「ふさの風」ホール
ご多忙のところ恐縮ですが、多くの方のご参加をお待ちしております。

〈担当〉 布佐東部地区復興対策室

☎ 04・7185・2462

〈委託業者〉あびこ測量株式会社

☎ 04・7184・6257

具体的な復興事業に向けて、

意向調査を実施します

昨年十二月二十六日に、地域が主体となつた復興を支援するための法律、「東日本大震災復興特別区域法」が施行されました。

この法律により、被災した地方自治体が計画を策定し国の認定を受けることで、復興のために必要な規制の特例等を受けたり、財政的な支援を受けたりすることが可能となりました。

この内、財政的な支援としては、国が指定する五省四十事業を対象に、通常よりも地方の負担を軽減するための復興交付金制度が創設されました。

現在、対策室では、被災者の皆さまから頂いたご意見などから、布佐東部地区の復興の目標を整理しているところですが、復興の目標をより早く、確実に実現していくためには、国の支援が必要となることから、復興特別区域法による制度の活用に向けた準備を合わせて行つていきます。

事業の具体化に向けては、対象となる被災者の皆さまの意向を改めてお聞きする必要があることから、一月十七日から一月二十七日までの間、個別訪問または電話による意向調査を実施します。

ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

《説明会開催のお知らせ》

意向調査に先立ち、国の復興制度の概要、布佐東部地区における活用の見通し等について、被害が集中した区域内の被災された方を対象に説明会を開催します。（裏面の図に意向調査、説明会対象範囲を記してあります。）

○日時 一月十六日（月）午後七時から

○場所 近隣センター「ふさの風」ホール

※会場の都合上、座席は一〇〇程度ご用意いたします。説明会の内容については、ご要望があれば、意向調査の際に説明します。

〈担当〉 布佐東部地区復興対策室

☎ 04・7185・2462

市役所からのお知らせ

① 住宅再建資金利子補給金制度のお知らせ

震災により住宅に被害を被つた方の住宅復興を支援するため、被災者が金融機関からの住宅再建の資金を借り入れた場合、その利子の一部を補助していただきます。

利子補給を受けられる範囲、条件等については、市役所建築住宅課（☎7185・1541）または布佐東部地区復興対策室にお問い合せください。

② 千葉直災害義援金（一部損壊世帯）の

申請を受け付けています

一部損壊世帯への義援金の配分については、昨年の十一月十日で受け付けを終了したところですが、この度、期限を二月二十九日として、受け付けを再開しました。

まだ申請がお済でない対象の世帯の方は、通帳の写し、被害がわかる写真等を貼付の上、お申し込みください。

詳細は、市民安全課（☎7185・1111）内線217）または布佐東部地区復興対策室にお問い合せください。

対策室より

布佐に事務所を構えて、初めての新年を迎えました。

新しい年が、被災された皆さまにとって希望の持てる年になるよう、一生懸命取り組んでいきます。

引き続きご支援の程、よろしくお願ひいたします。



布佐東部地区復興対策室

渡辺 白坂 品田

